

令和元年度「ユニバーサルデザイン普及・啓発」業務委託企画コンペ実施要領

1 目的

県では誰もが快適に暮らせる思いやりに満ちた社会づくりを推進するため、平成 20 年に「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、ユニバーサルデザイン（以下「UD」）の普及・啓発を行っている。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を見据え、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」として、現在、官民連携による取組を推進しているところであり、本県を訪れる誰もが快適に過ごせる「おもてなし環境」の整備に向けて、観光施設やスポーツ施設等にUDの考え方を浸透させるための普及・啓発を行う。

2 業務内容

県内の観光施設、スポーツ関連施設、宿泊施設を対象にUDの考え方、具体的導入法等についての普及・啓発を図るために以下の業務を実施する。

- (1) UDを題材とした講演会の開催
- (2) UDを題材としたパネル展、商品展示、UD体験等の参加型イベント(UDスクール)の開催
- (3) 参加者へのアンケート調査及び結果の集計
- (4) 上記(1)(2)(3)の業務の成果等も活用したUDの普及・啓発用資料の作成

3 委託料

委託料は、656,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※履行までに要する全ての経費を含む。支払は、業務終了後の精算払とする。

なお、委託料の656,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）であれば、複数回の講演会等を開催しても可とする。

4 委託期間

契約締結日から令和2年3月6日（金）まで

5 参加資格

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たす法人又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (3) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 法人以外の団体の場合は、1年以上の活動実績があること。

6 スケジュール

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 実施告示 | 令和元年10月4日(金) |
| (2) 事前説明会 | 令和元年10月17日(木) |
| (3) 企画書等提出締切 | 令和元年12月4日(水) |
| (4) 審査 | 令和元年12月11日(水) 予定 |
| (5) 選定結果通知 | 令和元年12月12日(木) 予定 |

7 企画コンペの方法

(1) 事前説明会

【日時】令和元年10月17日(木) 午後3時から

【場所】県庁1号館4階 総合政策部会議室

※事前説明会に参加しなくても企画コンペへの参加は可能である。

※事前説明会の参加者は、令和元年10月15日(火) 午後5時までに参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、FAX又は郵送により提出すること。

(2) 提出資料

複数の企画提案を提出しても可とする。複数の企画提案を行う場合は、企画提案ごとに資料を必要部数提出すること。また、各提出資料の宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

① 応募書 1部(様式2)

② 企画書 2部(様式3)(正本1部、副本1部)

※ 正本は、事業所名、住所及び代表者名を記載し、押印すること。

※ 副本は、事業所名が一切入っていないこと。

※ 様式の項目に沿って可能な限り詳細に記載すること。

※ 様式にない項目について記載が必要な場合は、その他の欄に記載すること。

③ 業務スケジュール 2部(正本1部、副本1部)

※ 正本は、事業所名、住所及び代表者名を記載し、押印すること。

※ 副本は、事業所名が一切入っていないこと。

※ 様式は任意とするが、準備期間、募集時期(期間を含む。)、講演会等開催時期及び関係書類作成時期等の必要事項を記載すること。

④ 見積書 2部(正本1部、副本1部)

※ 正本は、事業所名、住所及び代表者名を記載し、押印すること。

※ 副本は、事業所名が一切入っていないこと。

※ 様式は任意とするが、積算内容が分かるように記載すること。

※ 見積金額は、消費税及び地方消費税額込みの金額とする。

※ 委託業務に係る経費は、賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信費、保険料、使用料及び賃借料、その他業務に関する経費とする。

※ 事業者決定後は、当該見積書の金額により契約を行うものとする。

⑤ 参加資格を有する旨の宣誓書 1部(様式4)

⑥ 事業所概要 1部(既存のもので可)

⑦ 業務実績 1部(過去3年以内の地方公共団体との契約実績)

⑧ 1年以上の活動実績の内容が分かる書類(法人以外の団体のみ)

※ 様式は任意とする。

(3) 資料提出期限

令和元年12月4日（水）午後5時まで（必着）

(4) 審査方法・基準

① 審査方法

書類審査方式とし、提出された資料について総合的に審査の上、決定する。
審査に当たっては、必要に応じて資料の詳細等について説明を求める場合がある。

② 審査基準

- ア UDの意味が正しく理解され、身近に感じられる講演内容になっているか。
- イ 観光施設・スポーツ関連施設、宿泊施設等にとって関心の高い、集客が図れる内容となっているか。
- ウ 普及・啓発資料がUDの知識・理解を深める内容になっているか。
- エ 実現性が高く、計画的な業務スケジュールが組まれているか。
- オ 取組の内容に、モデル性あるいは先駆性があるか。
- カ 経費の積算に無駄がなく、妥当であるか。
- キ 過去に同様のイベント等の企画・運営の実績があるか。

(5) その他

- ア 提案等に関する質問は、FAX又は電子メール（電話不可）で令和元年12月2日（月）午後5時まで受け付ける（様式自由）。FAXの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話で確認を行うこと。
- イ 提出された書類は返還しない。
- ウ 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- エ 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。
- オ 協議の結果、採用なしの場合がある。
- カ 選定結果については、全提案者に書面にて連絡する。
- キ 決定した提案者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。
- ク 契約手続に要する経費は、提案者の負担とする。

8 書類提出先及び問い合わせ先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁本館3階）

宮崎県総合政策部総合政策課（調整担当 日高）

電話 0985-26-7115

FAX 0985-26-7331

電子メール sogoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp